

### 「二十歳のつどい」 企画運営委員になりませんか

令和7年「二十歳のつどい」の企画・運営を行う二十歳の方を募集します。皆さん自身の手で思い出に残る「二十歳のつどい」を作ってみませんか。月に1回程度、区役所での会議に出席し、当日の進行や企画・立案・運営などを行っていただきます。詳しくは区のHPをご覧ください。

**対象** 平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの内区内在住者で、5月ごろから月1回程度の会議(18時～)に出席、当日(令和7年1月13日)の運営を行うことができる方

**定員** 若干名(選考)

**申込方法** 4月18日(木)までに郵送、ファクスまたはEメール(12面記入例参照/応募動機も100字程度で記入)で問合せ

### 春の千代田区 交通安全運動

世界一の交通安全都市TOKYOを目指して、一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけましょう。

**運動の重点**

- ・子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- ・歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- ・自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- ・二輪車の交通事故防止

**とき** 4月6日(土)～15日(月)

**問合せ** 道路公園課管理係  
☎03-5211-4239



### 区の組織が変わりました



4月1日に区の組織を一部改正しました。主な改正点は次のとおりです。

**保健福祉部**

- ・健康推進課を、健康事業や感染症対策などを担う「健康推進課」と、母子保健や精神保健などを担う「保健サービス課」に再編しました。また「健康事業調整担当課長」「新型コロナウィルス予防接種担当課長」を廃止しました。

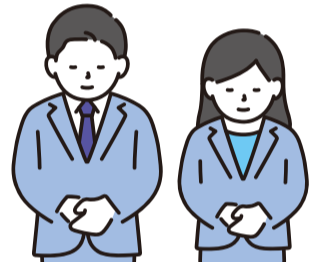
**地域振興部**

- ・スポーツセンター、九段生涯学習館の整備体制強化のため、「スポーツ推進担当課長」を施設整備担当課長に再編しました。

**政策経営部**

- ・法務に関する体制強化のため、「法務担当課長」を設置しました。
- ・債権管理条例の制定など債権管理に一定の役割を終えたため、「財産管理担当課長」と「区有施設担当課長の業務を整理し」「財産管理担当課長」に再編しました。

**問合せ** 企画課企画係  
☎03-5211-4140



## YouTubeチャンネルをご覧ください!



千代田区公式YouTubeチャンネルでは、街ブラ散歩から、区の歴史、事業の説明会や発表会、お料理レシピ、360度映像などバラエティに富んだ動画を放映中です。

今月から、要介護者における介助の仕方を放映します。体の起こし方や持ち上げ方、車いすへの移動の仕方など、介助者のケガ防止にもつながる基本的な介助方法を紹介します。新着動画は、区公式X(旧ツイッター)などのSNSで告知します。ぜひ、ご覧ください。



千代田区公式YouTubeチャンネルはこちらから ▶

## 支援策をご利用ください

### 中小企業者の脱炭素に向けた取り組みを支援します

**■脱炭素経営支援助成** 脱炭素経営に向けたコンサルタント相談にかかる費用の一部を助成します。

**助成金額** 助成対象経費の2分の1(上限50万円)

**助成対象** 脱炭素経営に関する診断、助言や二酸化炭素排出量の算出に関する相談

**■脱炭素アドバイザー資格試験受験料助成** 中小企業者等が自社の温室効果ガスを削減する取り組みを支援するため、環境省が認定する脱炭素アドバイザーの資格受験料の一部を助成します。

**助成金額** 資格試験受験料の4分の3

いずれも



**対象** 区内中小企業者など

**申込方法** 事前に相談のうえ、必要書類を郵送または直接問合せ先へ※必要書類や申請要件などは、区のHP参照

**問合せ** 環境政策課企画調査係(区役所5階) ☎03-5211-4255 〒102-8688九段南1-2-1

### 再生可能エネルギー100%電力切り替え促進

契約電力を再エネ100%に切り替えた家庭などに2万円の助成金を支給します。また、再エネ100%電力を利用している事業者を区が認証し、HPで公表します。

**■家庭**

**対象** ①4月1日以降に、区内で居住する住宅の契約電力を従来電力から再エネ100%電力に切り替えた住宅の居住者②令和5年度に本助成金の交付を受け、再エネ100%電力を継続利用している区内住宅の居住者

**助成内容** ①助成金額2万円と認証ステッカーの交付②助成金額2万円の交付

**■事業者**

**対象** 再エネ100%電力を利用している区内事業者

**助成内容** 認証書と認証ステッカーを交付し、区のHPで公表

いずれも



**申込方法** 必要書類を郵送または直接問合せ先へ  
※必要書類や申請要件などは、区のHPまたはパンフレット(問合せ先で配布/区のHPからダウンロードも可)参照

**問合せ** 環境政策課エネルギー対策係(区役所5階) ☎03-5211-4256 〒102-8688九段南1-2-1

### 環境対策へ助成します

環境対策を行う区内事業者などへ、対策費用の一部を助成します。

**①省エネルギー改修等助成※工事前に要申請**

建物の環境負荷を軽減させる住宅、マンション共用部、事業所ビルなどの機器の改修などに対し、費用の一部を助成します。

**対象** 区内の既存建物の所有者、管理組合など

**助成上限金額** 125万円～750万円

**②ヒートアイランド対策助成※工事前に要申請**

緑化や蓄熱対策などに対し、費用の一部を助成します。

**対象** 区内の建物の所有者、管理組合など

**助成上限金額** 10万円～200万円

**③低炭素建築物助成※工事前に要申請**

新築建物の低炭素化を推進するため、費用の一部を助成します。

**対象**

- ・新築建物の延床面積が300㎡以上5000㎡以下
- ・提出された建築物環境計画書、竣工後のBELS認証に基づくCO<sub>2</sub>排出削減率が、非住宅の場合35%以上、住宅の場合20%以上である

**助成金額** 中小企業者等=CO<sub>2</sub>削減量1tあたり50万円(上限2,000万円)、その他=CO<sub>2</sub>削減量1tあたり25万円(上限1,000万円)

**④グリーンエネルギー自動車・充電設備等助成※購入後の申請**

区内の自動車からのCO<sub>2</sub>排出量を削減するため、電気自動車購入などの費用の一部を助成します。国や都の助成と合わせて利用できます。

**対象** 自動車=区内在住者、区内の事業者、区内在住者や区内の事業者とリース契約を締結したリース事業者、充電設備など=区内の建物の所有者、管理組合など

**助成金額** 電気自動車=20万円など、充電設備など=最大30万円～50万円

いずれも

**申込方法** 事前に相談のうえ、①～③は令和7年2月14日(金)まで、④は令和7年3月14日(金)までに必要書類を郵送または直接問合せ先へ(③は直接問合せ先へ)※各助成の必要書類や申請要件などは、区のHPまたは各種助成制度のパンフレット(問合せ先で配布/区のHPからダウンロードも可)参照

**問合せ** 環境政策課エネルギー対策係(区役所5階) ☎03-5211-4256 〒102-8688九段南1-2-1

